第一一二回

参第一号

積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における建設業等関係労働者の通年雇用の促進 に関する法律(案)

(目的)

第一条 この法律は、特産地域内の特定業種に属する事業分野において、冬期に、積雪又は寒冷の度が著しく高いため事業活動の縮小を余儀なくされ、これに伴い離職する者が多数発生している現状にかんがみ、雇用促進事業団に当該事業分野において冬期に離職する者の通年雇用の促進を図るため必要な業務を行わせること等により、これらの者の職業及び生活の安定に資するとともに、これらの地域における経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「特産地域」とは、積雪又は寒冷の度が著しく高い地域であつて、この法律で定める通年雇用の促進のための措置を講ずる必要があるものとして政令で定める地域をいう。
- 2 この法律において「特定業種」とは、建設業その他冬期に、特定地域内に所在する事業所において事業活動の縮小を余儀なくされ、これに伴い離職する者が多数発生していると認められる業種として政令で定める業種をいう。
- 3 この法律において「対象事業主」とは、特定地域内に所在する事業所において特定業種に属する事業を行う事業主であつて、当該事業所において年間を通じて当該事業を行うことにより特定地域内の特定業種に係る事業所において季節的に雇用される労働者について通年雇用を行うものをいう。

(通年雇用促進業務)

- 第三条 雇用促進事業団(以下「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 対象事業主に対して、冬期に、特定業種に属する事業を行い、かつ、労働者を雇用するため必要な設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
 - 二 対象事業主に対して、当該事業主が冬期に積雪又は寒冷の度が著しく高いため劣悪な作業環境の下において業務に従事することとなる労働者に対して特別に支払う手当に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
 - 三 対象事業主に対して、当該事業主が冬期に専ら悪天候その他これに類する事由によりやむを得ず業務に従事させることができなかつた労働者に対して特別に支払う手当に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
 - 四 対象事業主に対して、冬期に特定業種に属する事業を行うため特に必要となる費用

(前三号に掲げるものを除く。)に充てるための助成金を支給すること。

- 五 特定業種に属する事業を行う事業主に特定地域内に所在する事業所において季節的に雇用されていた労働者(第七号において「対象労働者」という。)に対して、通年雇用を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習であつて、二十日以上の期間にわたつて実施されるものを行うこと。
- 六 前号の講習を受けた労働者であつて、当該講習を受けた日数が二十日以上であるものに対して、給付金を支給すること。
- 七 対象労働者の通年雇用の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行うこと。 (通年雇用促進業務の委託)
- 第四条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、地方公共団体又は特定地域内に所在する事業所において特定業種に属する事業を行う事業主若しくは当該事業主の団体に対して、前条第五号から第七号までに掲げる業務の一部を委託することができる。 (交付金)
- 第五条 国は、事業団に対して、第三条に規定する業務(以下「通年雇用促進業務」という。)に要する費用に相当する金額を交付する。

(雇用促進事業団法の規定の準用等)

- 第六条 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項(同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、通年雇用促進業務について準用する。
- 2 雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、通年雇用促進業 務については、適用しない。
- 3 第四条の規定又は第一項において準用する雇用促進事業団法第二十条第一項の規定は 同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、通年雇用促進業務は同法第 四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務とみなす。
- 4 労働大臣は、第三条第一号から第四号までに掲げる業務に関し、第一項において準用する雇用促進事業団法第二十条第一項又は同法第二十二条第一項の認可をしようとする場合には、政令で定める主務大臣に協議しなければならない。

(公共事業についての配慮)

第七条 国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人は、公共事業を計画実施するに当たつては、特定地域内の特定業種に属する事業分野における通年雇用の促進について配慮するものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。 第四条第五十一号中「及び地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)」 を「、地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)及び積雪又は寒冷の度が 著しく高い地域における建設業等関係労働者の通年雇用の促進に関する法律(昭和六十

三年法律第 号)」に改める。

理由

積雪又は寒冷の度が著しく高い地域内の建設業等の業種に属する事業分野において、冬期に、その事業活動の縮小を余儀なくされ、これに伴い離職者が多数発生している現状にかんがみ、これらの者の職業及び生活の安定に資するとともに、これらの地域における経済の健全な発展に寄与するため、雇用促進事業団にこれらの者の通年雇用の促進を図るため必要な業務を行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に必要な経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約三百三十億円の見込みである。